

青森県報

第三千百九号

平成二十一年
七月十三日
(月曜日)

目次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出……………(同) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……四
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活文化課) ……四

告 示

青森県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 氏名 住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス種類	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社 川黒市大字 黒石市大字 富田一〇中	川黒市大字 黒石市大字 富田一〇中	福祉利用 貸付	介護サービス じよつう	黒石市大字 川黒市大字 富田一〇中	平成 三・五・二四	平成 三・五・一
医療法人 尚志 相和八坂 田高四五 市清水〇	相和八坂 田高四五 市清水〇	訪問看護	訪問看護 おんえが	和田市稲生 町一三〇七	三・四・一七	三・五・三
医療法人 尚志 相和八坂 田高四五 市清水〇	相和八坂 田高四五 市清水〇	訪問看護	訪問看護 おんえが	和田市稲生 町一三〇七	三・四・一七	三・五・三
医療法人 尚志 相和八坂 田高四五 市清水〇	相和八坂 田高四五 市清水〇	訪問看護	訪問看護 おんえが	和田市稲生 町一三〇七	三・四・一七	三・五・三
医療法人 尚志 相和八坂 田高四五 市清水〇	相和八坂 田高四五 市清水〇	訪問看護	訪問看護 おんえが	和田市稲生 町一三〇七	三・四・一七	三・五・三

青森県告示第四百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一青 山 詢	会 人 尚 志 法	会 人 尚 志 法	会 人 尚 志 法	会 人 尚 志 法	会 人 尚 志 法	会 人 尚 志 法
三野青 の森 七字市 山下大 一七字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字
指 導 指 導	居 宅 指 導	居 宅 指 導	通 所 介 護	通 所 介 護	通 所 介 護	通 所 介 護
ク リ 二 野 ツ ク	二 宅 八 ツ ク ク リ	二 宅 八 ツ ク ク リ	介 護 老 人 保 健 施 設 ラ ン ド	介 護 老 人 保 健 施 設 ラ ン ド	介 護 老 人 保 健 施 設 ラ ン ド	介 護 老 人 保 健 施 設 ラ ン ド
三野青 の森 七字市 山下大 一七字	泉八 町戸 七市 大字 岩	泉八 町戸 七市 大字 岩	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字
三・ 六・ 五	〃	三・ 四・ 六	〃	〃	〃	三・ 四・ 七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

志 会 療 法 人 尚	志 会 療 法 人 尚	志 会 療 法 人 尚	名 称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者
七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	七相 八坂 の和 四字田 五高市 〇清大 〇水字	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 を 行 う 所
み が お は し か え	う え が お み よ	ド ハ ー ト ラ ン	名 称	
九 の 四 〇 七	三 字 八 分 枝 三 八 の	十 和 田 市 稻 生 町 一 三 の 七	所 在 地	
〃	三・ 四・ 六	三・ 四・ 七	年 届 廃 止 日 出 の	
〃	〃	三・ 五・ 三	年 届 廃 止 日 止	

社 友 情 株 式 会 社	名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主 たる 事 務 所 の 所 在 地 又 は 住 所	種 類	介 護 予 防 サ ー ビ ス	名 称	所 在 地	年 届 廃 止 日 出 の	年 届 廃 止 日 止
の 川 二 字 富 田 一 〇	黒 石 市 大 字 中 富 田 一 〇			防 護 予 防 サ ー ビ ス		介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所	黒 石 市 大 字 中 富 田 一 〇	平 成 三 ・ 五 ・ 二 四	平 成 三 ・ 五 ・ 一

会人医 尚療 志法							
七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字							
シリリ防介 ヨテ八通護 ン一ヒ所予	護入防介 浴訪護 介問予	介防介 護訪護 問予	介防介 護通護 所予	看防介 護訪護 問予	看防介 護訪護 問予	介防介 護訪護 問予	看防介 護訪護 問予
ン一施人介 ドト設保護 ラ八健老	ン一施人介 ドト設保護 ラ八健老	ン一施人介 ドト設保護 ラ八健老	一セ一デ妙 ンビイ水 タスサ苑	かおん一護訪 みはえシス問 しがヨテ看	うおん一護訪 みえシス問 よがヨテ看	うおん一護訪 みえシス問 よがヨテ看	おん一護訪 えシス問 がヨテ看
七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	一字八 分戸市 枝大 三九 の妙	九蒼三 の前戸 四西郡 〇七丁階 七上目	三字八 分戸市 枝大 三三 八の妙	字八 分戸市 枝大 三三 一の妙	町十 一和 三市 の田 七稲 〇生
〃	〃	三・四・七	〃	〃	〃	三・四・六	三・四・七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・五・三

青森県告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設を廃止する旨の届出があったので、同法第百四条の二第二号の規定により公示する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

志会 医療法人尚	氏名称又は 名称又は 名	介護老人保健施設の開設者	介護老人保健施設
七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	の主たる 所在地		
ト健介 ラ施護 ン設老 ド八人 一保	名 称		
七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	所 在 地		
三・四・七 平成	年届廃 止 日出の		
三・五・三 平成	年届 止 日		

一青 山 詢	会人医 尚療 志法	会人医 尚療 志法	会人医 尚療 志法
三野青 の森市 七山下 一七 七	七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字	七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字
理療防介 指養居護 導管宅予	理療防介 指養居護 導管宅予	シリリ防介 ヨテ八通護 ン一ヒ所予	養入防介 介所短護 護療期予
クリ大 二野 ツク	二宅八 ツク戸 クリ在	二宅八 ツク戸 クリ在	ン一施人介 ドト設保護 ラ八健老
三野青 の森市 七山下 一七 七	泉八 町戸市 七大字 岩	泉八 町戸市 七大字 岩	七相十 八坂和 の字田 四高市 五清大 〇水字
三・六・五 平成	〃	三・四・六 平成	〃
〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九		共同生活援助	障害福祉グループホーム三和の里	
特定非営利活動法人リソク・障害者生活と就労を支援するネットワーク	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	特定非営利活動法人リソク・障害者生活と就労を支援するネットワーク	弘前市大字三岳町三の六		就労継続支援B型	就労継続支援事業所ないすらいふ	

青森県告示第四百八十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦一九番地一	中 塚 義 光	蛇 浦
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二七番地八	富 岡 弘 芳	
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九番地	山 本 輝 男	

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くろいし・ふるさと・りんご村
- 三 代表者の氏名
千葉 心
- 四 主たる事務所の所在地
黒石市大字湯湯字派一五の四
- 五 定款に記載された目的
この法人は広く一般市民を対象として、都市と津軽山形地域を中心に人的交流、情報の収集、提供、学習の場を提供するグリーン・ツーリズムに関する事業を行うことにより、都市と津軽山形地域との融合を促進し、自然と人が共生できる環境保全、循環型社会の構築及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭